

<p>審議等の概要</p>	<p>④管の機能が低下しないよう、工場など水質の悪い汚水を排出する事業所から割増料金をとるのはどうか。 《回答》藤沢市では、工場などの排水については厳しい規制（水質規制）をかけています。汚水を排除する前に規制しているため、水質に応じた使用料はとっていません。また、事業場の抜き打ち検査も行っており、監視・指導を実施しています。</p> <p>⑤管の損傷の予兆などを把握するため、日々道路状況のチェックなど行っているのか。 《回答》昨年度から、緊急輸送道路や広域避難場所へアクセスする道路について、アスファルト舗装の路面下空洞調査を実施しています。</p> <p>⑥市民に対し、地区ごとに将来改築するための目的で費用を積み立てる（受益者負担）ことはできないのか。 《回答》必要な料金体系で、公平性を求めています。</p> <p>⑦井戸水の利用者は下水道使用料を払っていないのか。 《回答》事業場については申告により、個人については申告もしくは世帯人数に応じて使用料の徴収を行っています。</p> <p><結果> 下水道使用料の改定項目の、資料1 P74①下水道使用料の収入減少分と②管路の予防保全型維持管理費用分については、やむを得ないものとして理解が得られた。 ③資本費算入率を100%にするかどうかについては、次回に審議することとした。</p> <p>2 その他 （1）下水道運営審議会のスケジュール変更を説明。 第5回 9/12（月）→9/9（金）</p>
<p>その他</p>	